



兵庫労働局発表
平成30年8月30日

報道関係者 各位

【照会先】

労働基準部監督課

課長

嶋田 憲嗣

主任監察監督官

高岡 拓史

電話

078(367)9151

F A X

078(367)9165

県内のみなさまに改正労働基準法をお知らせします

～ ご希望があれば労働時間相談・支援班の班員がお伺いします ～

兵庫労働局(局長 はたなか ひろよし 畑中 啓良)では、本年4月1日から、主に中小企業の事業主の方に、法令に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援を行うため、管内に設置されている11の労働基準監督署で「労働時間相談・支援班」を編成しています。

先般、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(いわゆる働き方改革関連法)が成立・公布されたことに伴い、この「労働時間相談・支援班」の業務を拡充し、これまでの説明会の開催や窓口対応等に加え、事業主の方のご希望があれば、個別に訪問(訪問支援)を行い、よりきめ細やかな相談・支援を行うこととしました。

この訪問支援は、労働基準監督署が通常行っている立入調査や指導ではありませんので、是正勧告などは行いません。ぜひ、お気軽にご希望いただきたいと思います。

【概要】

事業主の方がご希望された場合、「労働時間相談・支援班」の班員が、事業場に訪問し、ご希望に沿って、主に以下の内容のご説明などを行います。

- ① 改正労働基準法の内容のご案内(※)
- ② 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般に関するご相談
- ③ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入に関するご相談
- ④ 長時間労働の削減に向けた取組に関するご相談
- ⑤ 労働時間などの設定の改善に取り組む際に利用可能な助成金のご案内

※ 現在、厚生労働省の労働政策審議会において、関係省令の改正に向けた議論がなされているため、改正前までは同法に規定されている範囲の内容のご案内となります。

県内のみなさまに 改正労働基準法をお知らせしたい!



2018年6月29日、働き方改革関連法が成立し、**労働基準法**は 制定以来 70年ぶりに **大きく改正**されました



労働者が何も言わないから年次有給休暇は与えなくていいや。



残業は労使で決めた分、働かせてもいいんですよ。



残業代、うちは中小企業だから割増率は2割5分でいいんだよね。



管理監督者は労働時間を把握しなくてもいいんですよ。



今回の改正では、**全て見直し**されています
来年(2019年)4月1日から、順次施行される予定です

知らないで大変なことになりそうもっというろいと知りたいけど、どうしたらいいかな



このリーフレットの**裏面**でご案内します



改正労働基準法のお知らせ方法

立入調査・指導ではないので
是正勧告などは行いません！

● お伺いしてご説明します

労働時間相談・支援班（※）の班員が
個別に訪問して、改正法の説明や、
各企業の実情に合わせた労働時間管理など
のアドバイスをいたします

※ きめ細やかな相談・支援を行うために
特別に編成されたチームです



問い合わせ方法

- 以下をご記入の上、最寄りの労働基準監督署 又は 兵庫労働局労働基準部監督課に F A X を送信してください
- 後日、担当から日程調整などのご案内の電話をいたします

【FAX送付先（FAX番号）】

最寄りの労働基準監督署

神戸東署 (078-332-5918)

神戸西署 (078-575-0275)

尼崎署 (06-6482-5669)

姫路署 (079-224-1486)

伊丹署 (072-772-6226)

西宮署 (0798-26-3799)

加古川署 (079-422-5004)

西脇署 (0795-22-5001)

但馬署 (0796-22-5146)

相生署 (0791-22-1021)

淡路署 (0799-22-2536)

兵庫労働局労働基準部監督課 (078-367-9165)

ご希望される場合、をお願いします

個別訪問を希望します

企 業 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
ご 担 当 者 様	

※ 同一労働・同一賃金の説明も希望する場合、以下に 印 をお願いします

同一労働・同一賃金の説明も希望します